

第 35 回寒川文書館運営審議会

令和6年 3 月 26 日(火曜)13 時 30 分～

於 寒川総合図書館会議室

1 開会

2 議事録承認委員の指名について

3 議題

(1)刊行物の収集方針について [資料1]

(2)刊行物の今後の整理作業について [資料2]

4 その他

〔資料1〕 刊行物の収集方針について

1. 収集方針策定の背景と目的

【寒川文書館】

郷土の歴史的、文化的価値を有する町の公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため、公文書館法(昭和 62 年法律第 115 号)第5条第2項の規定に基づき、寒川文書館(以下「文書館」という。)を寒川町宮山 135 番地の1に設置する。

(寒川文書館条例(平成 18 年 3 月 24 日条例第 2 号)第 2 条)

【地域資料、刊行物、その他の記録の収集の現状】

収集方針がないままに刊行物を収集してきたため、体系的な収集ができていないのが現状である。

【収集方針を明確にする必要性】

収集に関する現状を改善し、郷土の歴史的、文化的価値を有する地域資料、刊行物その他の記録を、適切に収集、保存、広く利用に供し、文書館が効果的に機能するためには、収集方針を明確にしておく必要がある。

2. 提案の内容

①収集方針(案)〈別添①〉

②収集手段の改善

(これまで)

各機関からの提供や、拾い上げ収集より行ってきた(=受け身の収集)。

(改善案)

- ①庁内に対して、刊行物作成後に文書館に提出する仕組みをつくる。
- ②対外的には、刊行物の寄贈を依頼する。

3. 見込む効果

▼利用者

寒川に関する記録資料を体系的に収集することで、寒川のことを知りたい・調べたいという利用者のニーズに応える。

= 寒川文書館の存在意義

▼文書館職員

刊行物を効率的に収集することができ、かつ管理・整理がしやすくなる。

別添①寒川町刊行物収集方針(案)

(趣旨)

第1条 寒川文書館管理運営規則(平成18年寒川町規則第38号)第2条第1号の規定に基づき、寒川町に関する刊行物(以下「刊行物」という。)を収集保存し、一般の利用に供するため、必要な方針を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 寒川町の記録として必要な刊行物の収集及び適切な保存を行い、後世に伝える。

(収集の対象)

第3条 刊行物を収集する対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)第2条第2号に規定する実施機関が作成したもの
- (2) 寒川町に所在する事業所、団体及び個人が作成したもの
- (3) 寒川町と関係する事業所、団体及び個人が作成したもの
- (4) 神奈川県及び神奈川県内の市町村が作成したもの
- (5) その他保存上必要と認めるもの(別表1)

(収集資料の種類)

第4条 前条に掲げる対象から収集する刊行物の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般刊行物(事業報告、計画書等)
- (2) 逐次刊行物(新聞、雑誌、広報紙等)
- (3) 掲示用刊行物(ポスター、チラシ)
- (4) 配布用刊行物(パンフレット、リーフレット等)
- (5) 地図
- (6) 電磁的記録(DVD、CD等)
- (7) 簡易製本等により冊子媒体と成したもの
- (8) その他収集の必要があると認める媒体

(収集方法及び収集数)

第5条 刊行物の収集は、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 提出
- (2) 寄贈
- (3) 購入
- (4) その他前各号に準ずる方法

2 収集数は、第3条第1項第1号から第3号に掲げるものは、貸出用及び館内閲覧用の2部とし、同条第4号及び5号に掲げるものは1部とする。

(補則)

第6条 この方針に定めるもののほか、刊行物の収集に必要な事項は館長が別に定めるものとする。

別表1(第3条関係)

その他保存上必要と認めるものは、原則として次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1)国及び地方公文書館等のアーカイブズ機関が作成したもの(2)地方自治体史及びそれに類するもの(3)自治体史編さん室紀要及び事業年報類(4)神奈川県外に所在する博物館等施設の作成した図録類(5)神奈川県に所在する大学が作成したもので、アーカイブズ・歴史・民俗に関するもの(6)姉妹都市である寒河江市が作成したもの(7)その他、寒川町に関連する記述を含むもの |
|---|

〔資料2〕 刊行物の今後の整理作業について

1.作業の背景と目的

開架書架が飽和状態となっており、それがもとで一部資料においてカビが発生した。このような状況に対して、文書館では、刊行物のクリーニングなどの処置を施し、一部の刊行物(燻蒸処理後に)を収蔵庫に移動させた。

寒川文書館は地域の記録資料を収集することが機能の一つであり、今後も収集方針に則った刊行物の収集を継続していくためには、開架書架における刊行物の配置の見直し等の環境改善を図っていく必要がある。

その初手として、これまで収集してきた刊行物の一部を除籍する。これは「寒川町の記録として必要な刊行物の収集及び適切な保存措置を行い、後世に伝える」という目的のためには、必要な処置である。

2.除籍対象となる刊行物

①「刊行物の収集方針」に合致しない刊行物

②参考図書のうち、次の(A)～(C)に合致するもの

(A)法令・規則・基準等の改正、新たな学術的見解、新しい統計数値が掲載されていないなど、相対的に古くなった情報を含むもの

(B)刊行年から相当年数を経過し、かつ総合図書館 2 階参考図書において類書を確認できるもの

(C)WEB 上で刊行物と同等の情報を取得することができる図書目録や文献情報など

③その他図書そのものの劣化が著しい刊行物のうち、国立国会図書館や、他の公共図書館での所蔵が認められるもの